

「中小・小規模事業者実態把握調査」 提案書作成要領

本業務における提案書の作成方法等の手続きは次のとおりです。

1 件名

「中小・小規模事業者実態把握調査」業務委託

2 業務の内容

別添「業務説明資料」のとおり

3 プロポーザル参加事業者の資格（応募資格要件）

- (1) 「令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」の営業種目に「320 各種調査企画」の登録があり、細目として、A「市場・世論調査」及びB「コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を登録していること。（登録順位は不問）
- (2) 所在地区分を「市内」、企業規模を「中小企業」で登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加意向のある事業者は、参加意向申出書（様式1）及び委託業務経歴書（様式1-2）を提出してください。

(1) 提出期限

令和3年2月9日（火） 17時00分まで（必着）

(2) 提出先

横浜市経済局企画調整課 担当：岩船、河村

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所31階

電話：045-671-2566 ファックス：045-661-0692 Eメール：ke-kikaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールで参加意向申出書及び委託業務経歴書を提出してください。

なお、電子メールで提出する場合は、参加意向申出書及び委託業務経歴書のスキャンデータを提出期限までに送信のうえ、原本は持参又は郵送してください。

※持参以外の場合は到達確認を行ってください。

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書等を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を令和3年2月12日（金）17時00分までに電子メール又はファクシミリにより通知します。

5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式2）の提出をお願いいたします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和3年2月19日（金） 17時00分まで（必着）

期限後の質問は、一切受け付けません。

(2) 提出先

4（2）と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外は到達確認を行ってください。）

電子メールの場合：ke-kikaku@city.yokohama.jp

(4) 回答送付日及び方法

令和3年2月24日（水）17時00分までに電子メール又はファクシミリで送付します。

6 提案書の内容

(1) 提案書については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書の表紙（様式3-1）

イ 企業（団体）の概要（様式3-2）

ウ 業務の実施体制（様式3-3）

エ 類似業務の受託実績（様式3-4）

オ 業務の実施方針と内容（様式自由）

カ 参考見積書（様式自由）

キ 提案書の開示に係る意向申出書（様式4）

ク 提案書評価基準における企業としての取組に関する視点（ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組）に該当がある場合は、別紙記載の資料を提出してください。（※提出部数2部）

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 本プロポーザルについての提案書は、表紙の提案書（様式3-1）及び企業（団体）の概要（様式3-2）を除き、一切社名の記載を行わないようお願いします。

イ 提案書には、所定の様式に必要な内容を盛り込み、簡潔に記載してください。

(3) 参考見積書は業務価格を上限20,650千円（税込み）とし、積算根拠が分かるように明示して作成してください。この業務価格を超える提案は受理できません。

(4) 提出期限までに提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなします。また、その場合、辞退した事業者が不利益な扱いを受けることはありません。

(5) 提案書は、原則A4縦版とします（両面印刷可）。文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。なお、提出後の提案内容の変更は認められません。

7 提案書の提出

(1) 提出部数

2部（正1部、複写用1部）

※「提案書の開示に係る意向申出書（様式4）」については、1部のみ提出してください。

(2) 提出期限

令和3年3月2日（火） 17時00分まで（必着）

(3) 提出先

4（2）と同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和3年3月15日（月）（予定）

(2) 実施場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所

(3) 出席者

統括責任者を含む2名以下としてください。

(4) その他

日時・場所等については、現時点での予定のため、詳細については別途お知らせします。

なお、提案書をもとに、口頭にてプレゼンテーションを行ってください。追加資料は認めません。

9 審査について

(1) 審議について

本プロポーザルの実施及び特定に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	横浜市経済局第一入札参加資格 審査・指名業者選定委員会	「中小・小規模事業者実態把握調査」業務委託に 係るプロポーザル評価委員会
所管 業務	プロポーザルの実施、受託候補者 の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委員	経済局長 経済局副局長 経済局誘致推進部長 経済局イノベーション都市推進 部長 経済局中小企業振興部長 経済局市民経済労働部長 経済局総務課長	経済局副局長 経済局総務課長 経済局経営・創業支援課長 経済局商業振興課長 経済局企画調整課長

- (2) 評価について
提案書評価基準のとおり

10 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 指定した提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員と接触があった者
 - ク ヒアリングに出席しなかった者
- (3) 特定・非特定の通知
- 提案書を提出した者のうち、事業を委託する事業者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否
- 要する
- (6) プロポーザルの取扱い
- ア 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
 - イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「横浜市個人情報の保護に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
 - エ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
 - カ プロポーザルにおける提案内容は最大限尊重しますが、業務の進捗状況等により変更していくことがあります。
 - キ 提出された書類は、返却しません。
- (7) その他
- ア プロポーザルの実施のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

- イ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- エ 事業を委託する事業者として特定された事業者とは、後日、提案書作成要領等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- オ 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日までに指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

【参考】スケジュール

2月9日(火)	参加意向申出書 受付締切
2月19日(金)	質問書 受付締切
2月24日(水)	質問書への回答
3月2日(火)	提案書 受付締切
3月15日(月)	評価委員会（ヒアリング）（予定）
3月下旬	結果通知（予定）
4月1日	契約締結（予定）

○ 提案書評価基準における企業としての取組について(下記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出は不要です)

提案書評価基準における企業としての取組(ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組)に関して、次の項目に該当がある場合は提案内容の点数に、加点できることになっています(ただし配点は提案内容を含む全評価項目の合計点の5%以内)。該当がある場合は、次のとおり資料をご提出ください。

① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	2部
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
③ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている	「認定通知書の写し」	
⑤ よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」	
⑥ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	「認定通知書の写し」	
⑦ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)	最新年度の障害者雇用状況報告書(「事業主控」の写し)	
⑧ 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	健康経営銘柄、健康経営優良法人を取得している場合は「認定証の写し」、横浜健康経営認証を受けている場合は「認証通知書」の写し	

①及び②に該当がある場合は、ご提出いただく提案書類の中で提案書提出日時点での従業員数を記載し、申告してください。